

議 事 日 程 第 5 号

平成26年3月11日（火）午前10時開議

（予算特別委員長報告）

- 日程第 1 議第 5号 平成25年度米沢市一般会計補正予算（第7号）
日程第 2 議第 6号 平成25年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
日程第 3 議第 7号 平成25年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 議第 8号 平成25年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算（第1号）
日程第 5 議第 9号 平成25年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 議第10号 平成25年度米沢市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 7 議第11号 平成25年度米沢市立病院事業会計補正予算（第2号）
日程第 8 議第26号 平成25年度米沢市一般会計補正予算（第8号）
日程第 9 発議第3号 「平成25年度米沢市一般会計補正予算（第8号）」に対する附帯決議

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第10 議第25号 米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更について

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	木村芳浩	議員	2番	相田克平	議員
3番	高橋嘉門	議員	4番	佐藤弘司	議員
5番	山田富佐子	議員	6番	山村明	議員
7番	鈴木章郎	議員	8番	高橋壽	議員
9番	白根澤澄子	議員	10番	佐藤忠次	議員

1 1 番	遠 藤 正 人	議員	1 2 番	堤 郁 雄	議員
1 3 番	工 藤 正 雄	議員	1 4 番	齋 藤 千 恵 子	議員
1 5 番	島 軒 純 一	議員	1 6 番	海 老 名 悟	議員
1 7 番	渋 間 佳 寿 美	議員	1 8 番	相 田 光 照	議員
1 9 番	中 村 圭 介	議員	2 0 番	小 島 卓 二	議員
2 1 番	佐 藤 晃	議員	2 2 番	高 橋 義 和	議員
2 3 番	小 久 保 広 信	議員	2 4 番	我 妻 徳 雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	茅 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	細 谷 圭 一	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 事 務 局 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 委 員 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄
選挙管理委員会 事 務 局 長	生 田 英 紀	代表監査委員	大 澤 悦 範
監 査 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 誠 司		

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 近 野 長 美

事務局 次 長 高 野 正 雄

副 主 幹 兼
議 事 調 査 係 長 松 田 順 子

庶 務 係 長 青 木 重 雄

主 査 堤 治

主 任 我 妻 政 仁

~~~~~

午前１０時０１分 開議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から3年目を迎えます。ここで、東日本大震災で被害に遭われました方々に対しお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げ、追悼の意味を込めまして黙禱を捧げたいと存じます。

一同、御起立願います。

〔起立〕

○島軒純一議長 黙禱、始め。

〔黙禱〕

○島軒純一議長 黙禱を終わります。

御着席願います。

〔着席〕

○島軒純一議長 次に進みます。

本日の会議は議事日程第5号により進めます。

.....

日程第1 議第5号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第7号）外7件

○島軒純一議長 日程第1、議第5号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第7号）から日程第7、議第11号平成25年度米沢市立病院事業会計補正予算（第2号）まで及び日程第8、議第26号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第8号）についての議案8件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長13番工藤正雄議員。

〔予算特別委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

去る2月28日の本会議において当予算特別委員会に付託されました案件は、議第5号から議第11号まで及び議第26号の補正予算8件、並びに議第12号から議第24号までの新年度予算13件、合わせて21件であります。

当委員会は、議会日程に従い、委員会室において、全委員出席のもと、当局から市長を初め、市立病院事業管理者、教育長、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

本日は、去る4日に審査いたしました補正予算、議第5号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第7号）から議第11号平成25年度米沢市立病院事業会計補正予算（第2号）まで及び議第26号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第8号）の8件について、審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

各議案の内容につきましては、市長の提案説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑の主なものと審査結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第5号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第7号）の歳出であります、第2款総務費では、多くの市民は新文化複合施設の完成を望んでいるのではないかと感じるが、市民生活が苦しくなっており、消費税増税等で将来への不安が増している中で、今図書館を建てるのがいいのかという意見もある。図書館、市民ギャラリーの必要性を伝え、理解をしていただき、完成後は多くの市民に利用していただく施設とすることが必要であると思うがどうかとして質疑がありました。

また、新文化複合施設の建設については白紙撤回すべきという声もある、建設後の維持管理費は年間1億8,000万円との答弁もあり、今後学校建設、病院建設が控えており、本当に図書館が必要なのか、新文化複合施設で中心市街地を活性化す

るというがランドデザインもわからない、反対されている方々にどのように説明責任を果たしていくのかとしていただきました。

さらに、昨年の9月定例会で新文化複合施設新設建築工事請負契約が議決されたが附帯決議が付されている、これは情報開示が適切になされておらず、情報開示に努めることとするものである、その2カ月後のことであり、なおさら残念である、附帯決議をどのように受けとめ、どのように指示し実行したのかとして質疑がありました。

また、新文化複合施設の建設地に残っていた埋設物については、平成24年の発注時に調査をしていれば全てわかったはずであり、調査しなかったのは手抜きである、市長は責任をとって給与の50%、1カ月の減給を表明したが、職員の責任についてはどのように考えているのかとしていただきました。

さらに、新文化複合施設については多くの団体から建設を望む要望書が出されており、前向きに議論をしなければならない、市民ギャラリーは必要な施設であり、ぜひ建設をして市民が憩える場所をつくるべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、新文化複合施設の維持管理費が年間1億8,000万円かかるが、10年後、20年後の人口推移を考えて市民1人当たりの負担を想定しているのか、建設するだけでなく、その後の市民の負担もシミュレーションしなければならないと思うがどうかとしていただきました。

さらに、廃止代替路線バスと市民バスについて、消費税が増税される4月1日以降も現行運賃とすることは評価できるものの、実情に応じたコンパクトなバスにする必要があると考える、また廃止代替路線の名称はマイナスイメージであることから別のものにしてはどうかとして質疑がありました。

また、近野教育振興財団の近野様からの御寄附を図書の購入に充てているが、学校の図書室の本

が昔よりも少なくなったと感じている、市からも負担し整備するべきと考えるがどうかとしていただきました。

さらに、ふるさと納税として本市に御寄附いただいた方々に対し魅力あるものを提供し、産業振興に結びつけていく必要がある、身の丈に合った基準をつくるべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

第3款民生費では、福島県から原発事故や震災の影響で避難している方々の子供の保育を「興道南部保育園分園光」で行っているが、保育料の減免措置について来年度はどのようになるのか、また国が示している13の特定避難地域以外の方についても線引きをしないで支援すべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、生活保護の申請に来られた場合、受け付け後に資力調査をすることになるが、窓口で拒否している現状はないか、また受け付けについては嘱託職員でなく職員が対応すべきと考えるがどうかとしていただきました。

第7款商工費では、産業用地を市から買い受けた企業が何らかの事由によってその土地を手放すことになった場合、転売先の土地利用の制限等をどのように検討しているかとして質疑がありました。

第8款土木費では、入札不調による来年度に見送られた事業があり、その場合、予算を減額しているが、繰り越しはできないのか、また当年度予算については有効に活用し、減額すべきではないというのが予算執行のあり方であると思うがどうかとして質疑がありました。

また、雪が解けて道路に穴があいているところが目につく、小まめにパトロールを行い対応すべきであるがどうかとしていただきました。

さらに、丁寧な除雪を行うためには技術が必要であるが、技術の向上や継承についての取り組みはなされているのか、また賃金を含めて作業員の労働条件の改善が重要であると思うがどうか

として質疑がありました。

また、年次計画を策定し、流雪溝の整備を進めていく考えはないかとしていただきました。

さらに、本市の建設労働力不足、職人不足の現状はどうか、政策課題として取り組む必要があるのではないかと質疑がありました。

第10款教育費では、避難児童の就学援助は3カ年で来年度1年となるが、県は延長したいとして国に対して要望しているが、本市は避難者が多いことから県に対して継続を要望してもらいたいかどうかとして質疑がありました。

また、すこやかセンターなどは電気料金の値上げに伴う増額補正をしているが、コミュニティセンターの指定管理料における電気料金、燃料費等の対応はどのようにしているのかとしていただきました。

さらに、皆川球場のスコアボードの改修を進めるとともに、テニスコート等のスポーツ施設についても早急に整備をしてほしいとする要望がありました。

以上が議第5号に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものであります。

採決に当たっては、新文化複合施設の建設については議会で議決されてから2年がたとうとしているが、基礎工事の着工もできておらず、その間、億単位の増額を繰り返していることから、当該補正予算が含まれている本案には反対との意見がありましたので、挙手による採決の結果、本案については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第6号平成25年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）から議第10号平成25年度米沢市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算5件につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第11号平成25年度米沢市立病院事業会計補正予算（第2号）では、市立病院における予

定外退職者は、医師2名、検査技師2名、看護師7名、看護補助者1名、診療助手1名となっているが、来年度の採用や医師の補充については対応されているのかとして質疑がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第26号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第8号）の歳出であります。第2款総務費では、新文化複合施設の建設について、今後建築工事の予算の増額は予定されているか、また完成まで想定される予算の増額要因はあるか、さらに工事が進捗をしていくとともに契約金額との請負差額の発生が予想されるが、その運用についてどのような考えを持っているかとして質疑がありました。

また、新文化複合施設に設置される有機EL照明や太陽光発電パネルについては、国、県の制度を活用することになっているが、市の負担はどの程度になるのかとしていただきました。

さらに、新文化複合施設建設地における埋設物の調査等を事前に行ったことによる違法性の懸念は払拭したとのことでよろしいか、また国の指導によって労務単価を上げること及び資材の高騰については仕方がないものであるが、それ以外については既決予算で執行することは当然であると思うかどうかとして質疑がありました。

第3款民生費では、片目が義眼でも一定以上の視力を有する方は障がい者に該当しないとされている、子供の場合、成長に伴い小学校低学年で義眼の交換が必要となるが、それに対する支援について検討はなされたかとして質疑がありました。

以上が議第26号に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものであります。

採決に当たっては、本案については新文化複合施設建設に関する内容が盛り込まれているが、市民の信用失墜が一番の問題であり、市当局、議会も信用を取り戻すための努力をしていかなけれ

ばならない、市長から反省の弁もあり、再発防止の対策も明示されたことから、徹底していただく前提で賛成との意見、また新文化複合施設の建設に関し、2月臨時会の補正予算と今回の補正予算の違いは法的な問題が払拭されたことであり、ケーシング工法、工期の延長に伴う予算の増額補正は賛成せざるを得ない、しかしこの議案の本会議での採決までに附帯決議の検討はさせていただくということを申し添えて賛成との意見、さらに新文化複合施設が中心市街地活性化に寄与するものか疑問であり、図書館建設に反対ではないが、あの場所に建設するのは反対である、もう一度市民に問いかけてやっていくべきであり、新文化複合施設の建設に係る補正予算には反対との意見に分かれましたので、挙手による採決の結果、本案については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上が、当予算特別委員会に付託されました平成25年度補正予算8件の審査経過の概要と、その結果であります。

以上をもって、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第26号に対し10番佐藤忠次議員から討論の通告がありますので、発言を許可します。10番佐藤忠次議員。

〔10番佐藤忠次議員登壇〕

○10番（佐藤忠次議員） おはようございます。

東日本大震災から3年目を経過しました。議会開会後に黙禱を行いました。私からも、2万人超の被災者に哀悼の誠をささげます。また、米沢市に避難されている方々には、一時も早い復興と御帰還をお祈り申し上げます。

このたび上程になりました補正予算議第26号について、賛成の立場で討論します。

この案件は、2月臨時議会において否決された

案件です。昨年の9月議会では、人件費、資材の高騰により追加補正が僅差で議決されました。このたび、またもや追加補正が上程されたことについては残念で仕方ありません。しかし、仮にこの案件が否決された場合、どのようになるのでしょうか。想定してみたいと思います。

27年度までに工事が完成しなければ、まちなか再生交付金約8億円は国に返納しなければなりません。市単独予算での工事続行は不可能かと思われます。そのようになれば、市は工事中止を選択すると思います。工事中止をやれば、契約違反で提訴されるでしょう。違約金については裁判で決めるので、その額についてはわかりませんが、恐らく十数億円は下らないかと思います。また、まちの広場を復元するには、また数億円がかかると思います。新文化複合施設も建たない、駐車場もできないのに違約金のみ支払わなければならない、これで市民が納得するのでしょうか。これこそ税金の無駄遣いです。

民主主義の原点は家族であると元東北大学長の高橋里美哲学博士は言っておられます。反対されている議員の御家族は反対されているのでしょうか。

きのう、議長宛てに早期完成の署名、1万数百名の名簿が提出されています。今も数千名の単位で集まっていると聞いております。米沢市民憲章には、「教養をたかめ、文化のまちをつくりましょう。」とうたわれています。伝統ある市民憲章に泥を塗ってはなりません。良識ある議員の賛同をお願いし、私からの賛成討論にさせていただきます。ありがとうございます。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第5号及び議第26号の議案2件を除く議第6号から議第11号までの議案6件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第6号から議第11号までの議案6件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第5号及び議第26号の議案2件について、順次、採決いたします。

初めに、議第5号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第7号）について、起立により採決いたします。

議第5号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第5号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第5号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第26号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第8号）について、起立により採決いたします。

議第26号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第26号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第26号は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

#### 日程第9 発議第3号「平成25年度米沢市一般会計補正予算（第8号）」に対する附帯決議

○島軒純一議長 次に、日程第9、発議第3号「平成25年度米沢市一般会計補正予算（第8号）」に対する附帯決議についてを議題とします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者2番相田克平議員。

〔2番相田克平議員登壇〕

○2番（相田克平議員） ただいま上程になりました発議第3号について説明いたします。

本案は、新文化複合施設整備事業に関する予算の増額について盛り込んだ補正予算に対し附帯決議を行うことにより、今後同事業の推進に当たり市当局に対し求める事項について提示するため提案するものであります。

新文化複合施設は、中心市街地活性化を進める本市の方向性を示す重要な施設であるとともに、多くの市民が切なる願いを胸に長年求めてきた施設でもあります。単に建てればよい施設ではなく、その目的を果たすには多くの市民の思いを紡いでいく活動が大切であり、そのような活動を支えてきた方々の心が折れそうになっている現状は、本市のまちづくりにとって危機的状態であると感じています。

我々は、議会の責任を果たすために十分な議論を尽くしてきました。しかし、その過程で招いてしまった市民を二分するような不幸な状態を収束することができずに来たことも事実であり、この状態を放置したまま進めてよろしいのでしょうか。

時間とお金、そして多くの人の思いの力、たび重なる障壁と稚拙な行政運営により失われてきたものは余りにも大きいのです。失われたものを取り戻し、最大限の事業効果を引き出すためには、議会として今果たすべき役割が2つあると思います。

1つは、より多くの賛同により可決し、まとまりのある議会の意思を市民に示すことで本事業に大きな推進力を与えること。これは、先ほどの可決により、なされるものと思います。

そして、もう一つは、二度と同じ失敗を繰り返すことのないように、ただすべきことをしっかりとただすとともに、我々が本事業に対し今後懸念

する事項をきちんと示し、万一、不測の事態が発生した場合でも期限内での完成ができるように、事前に行政の対応に関する留意事項を示すことです。

本案は、その責任を果たすためのものであり、建てればよい施設ではなく、市民に愛される施設を実現させるためのものです。

以下、附帯決議案を読み上げます。

〔別紙 発議第3号朗読〕

以上であります、本案提出に際しては尊敬する先輩方から、これまで何度か附帯決議案を出してきた経緯を考えると議会の権能そのものを落とす行為につながるのではないかと御指摘をいただきました。御指摘のことも当てはまる部分もあるのかなと私も数日考えさせていただきましたが、やはり今回の案件に米沢市当局がしてきた対応というものは、たび重なる不適切な部分があり、それを我々はその都度、指摘してきたということではないか。そして、この案件に関しては、期限内での完成が約束されなければならないのです。そのために、私たちは、より高いレベルで議会として行政に対し予算執行に対する留意事項を示していくべきと考え、提案するに至りました。

当局におかれましては、予算の審議の際にも重く受けとめ対応している旨の市長答弁がありましたが、今後も附帯決議だけではなく、議会内で指摘をいただいたさまざまな事案に対して真摯に受けとめ、重大な決意で事業を進めていただくことを望みたいと思います。

市民を二分してきた状況を何とかせねばなりません。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。8番高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） まず、議会運営上の問題

で、私は非常に疑問があります。この附帯決議案、きょう出されたわけですがけれども、きょうとか、きのうの夜ですよ、これ提出されたという話ですが。私がこれを目にしたのは、先ほど議会開会前のおよそ10分前です。私は、この附帯決議案を見まして、いろいろ異論ありますよ。反対討論もしなければならぬと思いました。しかし、その反対討論さえ考える余裕を与えないという、そういうやり方というのは、私は議会運営上、非常に問題があると思います。

なぜ前もって提出しなかったということをまずお伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） 実は、附帯決議案に関しては、予算委員会場での提出を考えておりました。その過程で、附帯決議案の内容について各会派にもお示しし、細かな文章について調整を重ねてきたところです。しかし、直前まで、多くの賛同を得られるような形の案にまとまらなかったという事情もあり、最終的な提出が直前になってしまったものです。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 提出する側のいろいろな事情はおありかもしれません。しかし、提出されたものに対して、議会ですら議論をするということ考えた場合は、十分な吟味というのが必要だと私は思うんです。賛成、反対の立場、いろいろありますけれども、それぞれの立場から、その附帯決議がどういう意味を持つのかということを十分に吟味する時間があって当然だと思います。それが欠けているというところが、私はまずこの附帯決議案を議論する場合の大前提として問題があると思います。

それはひとつ置いておいて、ちょっと中身に入りますけれども、1項目めの、これ以上の増額は市民の皆さん方の理解が得がたいので既決予算内で完成することとありますけれども、先ほど提出者の方もおっしゃっておいりましたね、この事業

というのは期限内におさめなければならないんだという話です。私は、この事業をこれまでの経過を考えた場合に、工期が延長されてきたわけです。2月5日の臨時議会で追加予算、工事予算、これ否決されたことで、さらに工期が延びました。私はこの工期を考えたら、もうぎりぎりの工期だと思っていて、この工期で果たしてできるのかどうかと非常に心配になっています。もしかすると工期内におさまらないという事態も私は非常に懸念しておりまして、場合によっては、工期内におさめるために、これから補正予算を組んで工期を早めるということも場合によってはあり得る話だと思っています。

そういう点で、予算委員会での議論を聞いてみますと、附帯決議の一言一句でも違った場合は、これはだめだという議論がされていたわけです。議決が優先されるのではなくて、議決より附帯決議が優先されて、附帯決議の一言一句を守らなければ、これは議決事項もだめだというような雰囲気です。予算委員会で議論されたわけなので、この増額ということが全く認められないという話は、私は工期の問題からいって認めがたいと思いますけれども、いかがですか、その点については。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） 文章をよく読んでいただくとわかると思いますが、市民理解を得がたい状況にあるということを理解してほしいということです。最後の部分が既決予算内で完成することとなっておところを高橋議員は指摘されているのかもしれませんが、行政当局として事業は既決予算内ですというものが大前提事項であると思います。その前提は守っていただいた上で、本案では天災など、また当然予想される労務単価や資材価格高騰などについては対応していくということ盛り込んだ内容となっておりますので、十分当局としては務めを果たせる内容の範疇であるというふうに思っております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 3回目なので、これで終わらせなければなりませんけれども、今の話は、ちょっと予算委員会での議論と違うのではないのでしょうか。増額はもう一円たりとも認めないというような雰囲気の予算委員会での議論だと私は思っております。つまり、工期を短縮するために今後補正予算を組むことも私はあり得ると考えております、場合によっては。そういう事態のときには、これは認めないということだというふうに私はあの議論を聞いて考えておりましたけれども、そうではないということですか。

つまり、2月5日の臨時議会で、工期が延びて、私はかなり厳しい状況にあると認識しています。工期内におさめなければ、この事業は完成しません。そのために増額というのも場合によってはあり得ると思っております。そのことを認めないのか、認めるのか、その辺はどうですか。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） 問われているところが私個人なのか議会全体なのかというところがありますが、事情が発生して補正せざるを得ない状況になれば、それはそれできちんと再びその案件を示していただいて、補正請求していただいて、それはそのときに議会が判断して議決すべきものだと思っております。

ただ、私としては、当然この附帯決議案を提出する理由が、大きな推進力と、現段階で予想されるあらゆる事態について事前に、さらなる工期延長をしなくても済むように、できるだけ短時間で発生した物事については解決していくように、行政側がとるべき留意事項を示したものです。内容としては、そのようなものをまとめたものであり、現段階で工期短縮のために新たに追加補正される可能性があるということに対して、その判断はどのようなかということをお問われても、難しいものがあるのではないかなというふうに思います。

○島軒純一議長 ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。よって、発議第3号は否決されました。

.....

#### 日程第10 議第25号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更について

○島軒純一議長 次に、日程第10、議第25号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長 1 番木村芳浩議員。

〔産業建設常任委員長 1 番木村芳浩議員登壇〕

○1 番（木村芳浩議員） 本会議冒頭にございまし

た、本日は東日本大震災が起きた日であります。東日本大震災におきまして最愛の御家族を失われた御遺族に対し、改めて哀悼の意を表しますとともに、今なお避難所生活を送られている被災者の皆様方にも一日も早く復旧・復興がこれまで以上に推し進められますことを願い、委員長報告を申し上げます。

去る2月28日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、7日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

本日は、付託議案2件、請願2件のうち、議案1件、議第25号の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議第25号米沢市新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更についてであります。本案は平成25年米沢市議会9月定例会で議決され、現在施工している米沢市新文化複合施設新設建築工事について、地中残存物の解体撤去処分にかかわる工事などを追加しようとするともに、コンクリート特殊混和剤の使用取りやめ及びこまや部分の床仕上げの仕様変更など、事業費の縮減を図り、工事の一部を変更しようとするものであり、これら工事の追加及び一部変更に伴い、契約金額を19億7,190万円から19億8,471万4,200円に1,281万4,200円を増額し、契約を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、請負差額が発生した場合の工事のあり方が問われているが、この議案により、2月臨時会で指摘した地方自治法第234条の違法性の疑いは払拭されるのかとの質疑があり、当局から、事業費を縮減し、請負差額を利用して工期内に契約変更を行うことにより払拭できると認識しているとの答弁がありました。

採決に当たっては、新文化複合施設の建設には当初から反対であったが、いまだに市街地活性化

のグランドデザインなどが市民に対して示されておらず説明不足であることや、この契約変更の議案については、事前着工もあったことから反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議第25号の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告いたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

議第25号に対する委員長報告は賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第25号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第25号は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時50分 散 会